

被災住宅復旧等支援金のご案内

申請期間
8/24 ~ 3/31

豪雨被害を受けた方の生活再建を支援するため、住宅の復旧工事やエアコンの修理・買替え費用を補助します。

① 復旧工事支援

対象：半壊または準半壊（床上浸水）被害を受けた住宅
※ 対象工事費 5万円以上の工事

支援額：最大20万円
（補助率30%）

② エアコン工事支援

対象：半壊または準半壊、一部損壊（床上・床下浸水）の故障エアコン
※ 費用 2万円以上の修理・買替え

支援額：一律 2 万円
（定額給付）

床上浸水で両方の工事を行った場合 【最大 22 万円】 給付

 **対 象 者** 被災時より被災住宅に居住し、工事を行った人
 **対象住宅** リ災証明の交付を受けた住宅

区分	対象工事の例	対象外となるもの
① 復旧工事	・ 床、壁の復旧工事 ・ 畳、フローリング張替え ・ 建具修理/交換、キッチン/浴室等	・ 家具/家電（エアコン除く） ・ 外構工事（門扉/アプローチ） ・ 被災と無関係の改修
② エアコン	・ 浸水で故障したエアコンの修理 ・ エアコンの買替え費用	・ 被害を受けていない住宅の工事 ・ 店舗/事業専用部分の機器

【申請にあたっての主な注意点】

・ リ災証明書の交付を受けた住宅が対象となります。

○証明発行担当課：市民税課 0276-47-1931

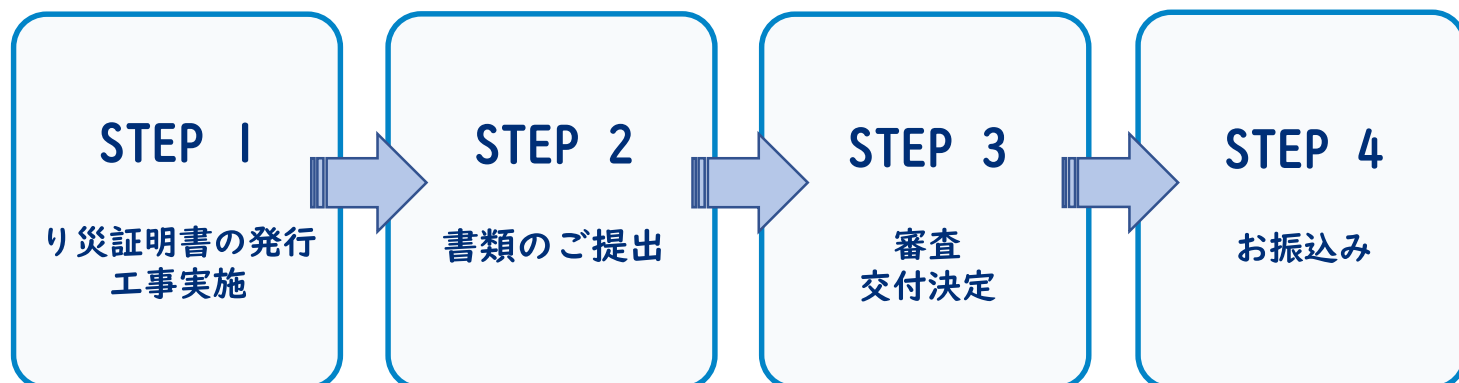

▲市民税課HP



- ・ 令和8年7月17日以降に着手した工事が対象です。各支援金は1対象住宅につき1回限りです。
- ・ 居住の確認ができれば借家や親族所有住宅でも対象です。
- ・ 一定の省エネ基準を満たすエアコンを購入した場合、「省エネ家電買換促進事業」も利用可能です。
- ・ 工事内容や費用によっては補助対象とならない場合があります。

お問い合わせ：まちづくり推進課 TEL：0276-47-1955

申請方法・手続きのご案内



申請方法 ※窓口混雑緩和のためオンライン申請を推奨しております。

【 窓口申請 】

必要書類を窓口まで提出ください

- 受付場所
太田市役所 7階
まちづくり推進課 窓口
- 持ち物
・ 申請書類一式
・ 本人確認書類

推奨

【オンライン申請】

- 準備物
・ 必要書類の写真
・ 本人確認書類の写真

こちらのURLから
24時間申請可能



【 郵送申請 】

書類を郵送にて送付ください

- 郵送場所
〒373-8718
太田市浜町2-35
太田市役所まちづくり推進課宛
- 準備物
・ 申請書類一式
・ 本人確認書類

申請に必要な書類（チェックリスト）

- ☐ 支援金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 被災証明書（写し可）
- ☐ 施工後の写真（復旧箇所・エアコン設置等）
- ☐ 領収書（工事名・施工内容の明記が必要）
- ☐ 本人確認書類（オンラインの場合は写真にて提出）
- ☐ 振込先口座のわかる書類（通帳、WEB通帳のコピー）

【申請受付・お問い合わせ窓口】

太田市役所 都市政策部 まちづくり推進課（市役所本庁舎7階）
〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号
直通電話番号：0276-47-1955 ☎030700@mx.city.ota.gunma.jp



市HP△